

事 務 連 絡

平成 29 年 2 月 7 日

各都道府県消防・防災主管部局 }
各指定都市消防・防災主管部局 } 御中

消防庁消防・救急課

平成 29 年度の消防防災に関する普通交付税措置（案）の概要について

本日、地方交付税法等の一部を改正する法律案が閣議決定されたところですが、本法律案における消防防災関係分の概要については、別紙のとおりとなっていますので了知願います。

なお、貴都道府県内の市町村（特別区並びに消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してもこの旨を周知願います。

平成 29 年度普通交付税措置(案)の概要(消防防災関係分)

I 単位費用及び主要改定内容

<消防費> 単位費用：29 11,300 円 (28 11,300 円)

消防費については次の改正が行われる予定であるが、単位費用については、平成 28 年度と同額の 11,300 円となる。

- (1) 訪日外国人観光客等の急増を踏まえ、外国人からの 119 番通報に対して言語の支障なく迅速かつ的確に対応するため、119 番通報等の三者間同時通話による多言語通訳の導入を新たに推進することとし、その導入に要する経費を常備消防費に算入(+377 千円)することとされていること。
- (2) 救急車の適正利用を促進し、住民に安心・安全を提供するため、救急安心センター事業(#7119)の運営に要する経費を救急業務費に算入(+500 千円(救急相談事業等からの拡充額))することとされていること。
- (3) 自治体消防 70 周年記念式典への出席旅費を、常備消防費、非常備消防費にそれぞれ算入することとされていること。
- (4) 平成の合併により、市町村の面積が拡大するなど、市町村の姿が大きく変化したことにかんがみ、標準団体の面積の見直し(160km²→210 km²)を行ったことに伴い、別表のとおり、必要な人員・設備等を増加させて、平成 27 年度以降、3 年間にわたり、普通交付税の算定に段階的に反映することとされていること。

<その他>

- (1) 自治体消防 70 周年記念式典への出席旅費を包括算定経費(道府県分)に算入することとされていること。
- (2) 消防防災ヘリコプター操縦士の今後の大量退職を踏まえ、消防防災ヘリコプター操縦士の計画的な養成や安定確保を推進するため、当該ヘリコプター操縦士の資格取得に要する経費について、道府県分は包括算定経費に算入することとされていること。
なお、特別区及び指定都市分は消防費の補正係数(普通態容補正)に算入されていること。

Ⅱ 主要項目の増減の状況

＜市町村分(消防費)＞			増減額
全体(1～3の合計)	28 1,129,849 千円	→ 29 1,134,834 千円	4,985 千円
1 常備消防費	28 757,149 千円	→ 29 755,058 千円	△2,091 千円
[歳出]	28 763,197 千円	→ 29 760,760 千円	△2,437 千円
(1) 報酬	(28 126 千円	→ (29 139 千円)	13 千円
(2) 給与費	(28 667,475 千円	→ (29 665,437 千円)	△2,038 千円
(3) 需用費等	(28 86,661 千円	→ (29 87,163 千円)	502 千円
(4) 委託料	(28 434 千円	→ (29 434 千円)	—
(5) 負担金、補助及び交付金	(28 353 千円	→ (29 353 千円)	—
(6) 繰出金	(28 8,148 千円	→ (29 7,234 千円)	△914 千円
[歳入]	28 6,048 千円	→ 29 5,702 千円	△346 千円
(1) 国庫支出金	(28 182 千円	→ (29 203 千円)	21 千円
(2) 県支出金	(28 4,538 千円	→ (29 4,202 千円)	△336 千円
(3) 使用料及び手数料	(28 1,328 千円	→ (29 1,297 千円)	△31 千円
2 救急業務費	28 263,923 千円	→ 29 269,707 千円	5,784 千円
[歳出]	28 263,923 千円	→ 29 269,707 千円	5,784 千円
(1) 給与費	(28 220,596 千円	→ (29 224,793 千円)	4,197 千円
(2) 報償費	(28 10,714 千円	→ (29 10,964 千円)	250 千円
(3) 需用費等	(28 32,613 千円	→ (29 33,950 千円)	1,337 千円
3 非常備消防費	28 108,777 千円	→ 29 110,069 千円	1,292 千円
[歳出]	28 108,777 千円	→ 29 110,069 千円	1,292 千円
(1) 報酬等	(28 45,117 千円	→ (29 45,636 千円)	519 千円
(2) 需用費等	(28 50,949 千円	→ (29 51,581 千円)	632 千円
(3) 負担金、補助金及び交付金	(28 12,711 千円	→ (29 12,852 千円)	141 千円

※ 平成28年度の金額は『地方交付税制度解説(単位費用篇)』より引用している。

普通交付税・消防費に係る標準団体の行政規模の見直し

別表

区分	平成26年度 (見直し前)	増減	平成27年度	増減	平成28年度	増減	平成29年度 (見直し後)
出張所	2箇所					+1箇所(※)	3箇所
消防職員数	128人 (うち2人は事務職員)	+1人	129人 (うち2人は事務職員)	+1人	130人 (うち2人は事務職員)	+2人	132人 (うち2人は事務職員)
水そう付消防ポンプ自動車	2台					+1台(※)	3台
普通消防ポンプ自動車	4台 (うち1台は予備車)					+1台(※)	5台 (うち1台は予備車)
高規格救急自動車	4台 (うち1台は予備車)					+1台(※)	5台 (うち1台は予備車)
広報車	1台					+1台(※)	2台
防火水そう	150基					+200基(※)	350基
分団数	14分団					+1分団(※)	15分団
団員数	563人					+20人(※)	583人

※ 平成27年度から平成29年度にかけて、3分の1ずつ段階的に所要の経費を増額することとされている。